

報告第2号

専決処分の報告について

次の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年5月20日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

専決第2号 守口市市税条例等の一部を改正する条例

専決第2号

守口市市税条例等の一部を改正する条例

守口市市税条例等の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成31年3月29日専決

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市市税条例等の一部を改正する条例

(守口市市税条例の一部改正)

第1条 守口市市税条例（平成11年守口市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条から第142条まで 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条から第7条の3まで 略</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4の2第6項</u>（<u>同条第9項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>第1条から第142条まで 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条から第7条の3まで 略</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4の2第5項</u>（<u>同条第7項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第 27 条第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 28 条第 1 項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の 1 月 1 日現在において法第 317 条の 6 第 1 項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けている場合

3 第 1 項の規定の適用がある場合における第 24 条の 2 及び第 24 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 24 条の 2 中「前 2 条」とあるのは「前 2 条並びに附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」と、第 24 条の 3 第 1 項中「前 3 条」とあるのは「前 3 条並びに附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第 24 条の 2 及び第 24 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 24 条の 2 中「前 2 条」とあるのは「前 2 条並びに附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」と、第 24 条の 3 第 1 項中「前 3 条」とあるのは「前 3 条並びに附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」とする。

第7条の4から第9条まで 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第9条の2 略

2から4まで 略

- 5 法附則第15条第18項の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項の条例で定める割合は、2分の1）とする。
- 6 法附則第15条第28項の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法附則第15条第29項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 8 法附則第15条第29項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 9 法附則第15条第29項第3号の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 10 法附則第15条第30項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 11 法附則第15条第30項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 12 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

第7条の4から第9条まで 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第9条の2 略

2から4まで 略

- 5 法附則第15条第19項の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第19項の条例で定める割合は、2分の1）とする。
- 6 法附則第15条第29項の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法附則第15条第30項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 8 法附則第15条第30項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 9 法附則第15条第30項第3号の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 10 法附則第15条第31項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 11 法附則第15条第31項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 12 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

- 13 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 14 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 15 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 16 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 17 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。
- 18 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号の条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。
- 19 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 20 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 21 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 22 法附則第15条第37項の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 23 法附則第15条第39項の条例で定める割合は、 $\frac{4}{5}$ とする。
- 24 法附則第15条第43項の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

- 13 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 14 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 15 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 16 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 17 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。
- 18 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号の条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。
- 19 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 20 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 21 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 22 法附則第15条第38項の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 23 法附則第15条第40項の条例で定める割合は、 $\frac{4}{5}$ とする。
- 24 法附則第15条第44項の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

25 法附則第 15 条第 44 項の条例で定める割合は、3分の2とする。

26 法附則第 15 条第 46 項の条例で定める割合は0とする。

27 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 10 条 略

2 から 5 まで 略

6 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要し

25 法附則第 15 条第 45 項の条例で定める割合は、3分の2とする。

26 法附則第 15 条第 47 項の条例で定める割合は0とする。

27 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 10 条 略

2 から 5 まで 略

6 法附則第 15 条の 8 第 4 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行令附則第 12 条第 16 項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

7 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要し

た費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで 略

7 略

(1)から(3)まで 略

(4) 施行令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに施行令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 略

8 略

(1)から(4)まで 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び施行令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) 略

9 略

10 略

(1)から(4)まで 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び施行令附則第12条第29項に規定する補助金等

た費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで 略

8 略

(1)から(3)まで 略

(4) 施行令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに施行令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 略

9 略

(1)から(4)まで 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び施行令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 略

10 略

11 略

(1)から(4)まで 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び施行令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 略

11 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 13 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第 12 条第 17 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで 略

12 略

第 1 1 条から第 2 8 条まで 略

(軽自動車税の税率の特例)

第 2 8 条の 2 法附則第 30 条第 1 項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第 91 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄

(6) 略

12 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 13 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第 12 条第 19 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで 略

13 略

第 1 1 条から第 2 8 条まで 略

(軽自動車税の税率の特例)

第 2 8 条の 2 平成 18 年 3 月 31 日までに初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第 30 条第 1 項に規定する三輪以上の軽自動車に対する平成 31 年度分の軽自動車税に係る第 91 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の

に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

- 2 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第 91 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第 5 項を除く。）において同じ。）に対する第 91 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

右欄に掲げる字句とする。

略

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指

定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第 30 条第 7 項第 1 号及び第 2 号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第 91 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア	<u>3,900円</u>	<u>1,000円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>1,800円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>2,700円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>1,000円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>1,300円</u>

3 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第 91 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア	<u>3,900円</u>	<u>2,000円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>3,500円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>5,400円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>1,900円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>2,500円</u>

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第28条の3 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2から4まで 略

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第28条の3 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2から4まで 略

以下 略

以下 略

(守口市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 守口市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年守口市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(守口市市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 略</p> <p>略</p> <p>附則第28条の2の見出しを「(軽自動車税の種別割の税率の特例)」に改め、同条第1項中「<u>初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による</u>」を「<u>最初の法第444条第3項に規定する</u>」に改め、「軽自動車税」の次に「の種類割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。</p> <div data-bbox="297 1209 1093 1257" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">略</div> <p>略</p>	<p>(守口市市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 略</p> <p>略</p> <p>附則第28条の2の見出しを「(軽自動車税の種別割の税率の特例)」に改め、同条第1項中「<u>平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)</u>を受けた法附則第30条第1項」を「<u>法附則第30条</u>」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車」が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種類割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。</p> <div data-bbox="1193 1209 1989 1257" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">略</div> <p>略</p>

以下 略

以下 略

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の守口市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税又は都市計画税に関する経過措置)

第 3 条 新条例の規定中固定資産税又は都市計画税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の固定資産税又は都市計画税について適用し、平成 30 年度分までの固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 4 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成 31 年度分の軽自動車税について適用し、平成 30 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。